

## はじめに

我が国の障害のある子供とその保護者及び関係者を取り巻く環境は、平成18年の「障害者の権利に関する条約」の採択以降、各種制度の整備と、その運用への現場の皆様のご御尽力により大きく推進してきました。

国際的な潮流も踏まえ、文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）がとりまとめられました。こうした議論も踏まえ、以降、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正（平成25年9月1日施行）、特別支援学校や小学校等の学習指導要領等の改訂（平成29年～31年公示）、高等学校等における通級による指導の制度化（学校教育法施行規則等改正（平成30年4月施行））など、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みを整備してきました。

また、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されたところです。

障害のある子供の就学相談や就学先の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、文部科学省から就学手続き等に携わる方々に向け「教育支援資料」（平成25年10月）を作成し、特に、視覚障害者等（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者）の就学に関する手続きについて、各市区町村教育委員会や学校等に御尽力頂いてきたところです。

今般、同有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障害のある子供の就学先となる学校（小中学校等、特別支援学校）や学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級）の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を改定しました。

この新たな手引では、障害のある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、障害のある子供やその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方を記載しています。具体的には、第1編では、「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説しました。また、第2編では、従前からの、教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法

令に明記された就学先決定の手続き，③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説しました。そして，第3編では，第1編の「教育的ニーズ」の内容を障害種ごとに具体化し，就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載を充実しました。また，「別冊」においては，近年，小中学校等における医療的ケア児の就学に関する相談等が増えていることを踏まえ，医療的ケア児の受入れに際し，就学に関わる関係者の全てが，理解しておくべき基本的な考え方等をお示ししました。

冒頭申し上げた諸制度の変化に加え，新型コロナウイルス感染症拡大等の社会全体の環境の変化もあり，障害のある子供への支援環境やその在り方が改めて問われている時期でもあります。

関係各位におかれては，本手引を御活用いただき，引き続き目の前の子供たちの学びの保障や特別支援教育の一層の充実に努めていただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

八田 和嗣

## 目次

第1編	障害のある子供の教育支援の基本的な考え方	1
1	障害のある子供の教育に求められること	1
2	早期からの一貫した教育支援	4
3	今日的な障害の捉えと対応	9
第2編	就学に関する事前の相談・支援，就学先決定，就学先変更のモデルプロセス	15
第1章	就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方	15
第2章	就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動	15
1	就学に関する事前の相談・支援とは	15
2	就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動	17
3	就学に関する事前の相談・支援を通じた情報の整理・共有	24
第3章	法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス	25
1	就学義務と就学先決定の仕組みについて	25
2	学齢簿の作成	26
3	就学時健康診断の実施	26
4	就学先の検討に先立った，保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談	28
5	市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討	29
6	教育支援委員会等による専門家からの意見聴取	34
7	市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定	36
8	都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備	38
9	就学通知の発出	38
10	入学に至るまでの教育相談及び入学後の教育相談の重要性	40
11	情報の引継ぎ	41
第4章	就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス	42
1	基本的な考え方	42
2	個に応じた適切な指導の充実	43
3	子供の教育的ニーズの変化の的確な把握	43
4	継続的な教育相談の実施	44
5	在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更	44
6	学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成～学びの場の変更の取組例～	46
第5章	適切な支援を行うに当たって期待されるネットワークの構築	52

1	教育分野におけるネットワーク	53
2	保健医療福祉分野におけるネットワーク	54
3	組織体制や連携の工夫	55
4	ネットワークを活用した教育相談担当者，就学事務担当者等の資質向上	55
第6章	就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者の心構えと求められる専門性～	56
1	保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮	57
2	実態の的確な把握（アセスメント）のための連携	58
3	関係者に求められること	58
第3編	障害の状態等に応じた教育的対応	60
I	視覚障害	60
1	視覚障害のある子供の教育的ニーズ	60
2	視覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	74
3	視覚障害の理解	80
II	聴覚障害	89
1	聴覚障害のある子供の教育的ニーズ	89
2	聴覚障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	102
3	聴覚障害の理解	106
III	知的障害	120
1	知的障害のある子供の教育的ニーズ	120
2	知的障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	133
3	知的障害の理解	138
IV	肢体不自由	143
1	肢体不自由のある子供の教育的ニーズ	143
2	肢体不自由のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	156
3	肢体不自由の理解	162
V	病弱・身体虚弱	172
1	病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズ	172
2	病弱・身体虚弱の子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	184
3	病弱・身体虚弱の理解	191
VI	言語障害	217
1	言語障害のある子供の教育的ニーズ	217
2	言語障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能	232
3	言語障害の理解	235
VII	自閉症	243

1	自閉症のある子供の教育的ニーズ	243
2	自閉症のある子供の学びの場と提供可能な教育機能	254
3	自閉症の理解	258
VII	情緒障害	266
1	情緒障害のある子供の教育的ニーズ	266
2	情緒障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能	276
3	情緒障害の理解	280
VIII	学習障害	285
1	学習障害のある子供の教育的ニーズ	285
2	学習障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能	296
3	学習障害の理解	300
IX	注意欠陥多動性障害	306
1	注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ	306
2	注意欠陥多動性障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能	316
3	注意欠陥多動性障害の理解	320

○ 別冊

小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～	326
--------------------------------------------	-----

○ 参考資料（「障害のある子供の教育支援の手引」関係）

1. 関係する皆様に読んでいただきたい項目一覧	356
2. 学校教育法（抄）、学校教育法施行令（抄）、学校教育法施行規則（抄）、告示、学校保健安全法施行令（抄）	360
3. 関連資料	
・障害のある子供の就学先決定について（手続きの流れ）	374
・障害のある子供の学びの場の決定について－教育委員会の取組－	375
・合理的配慮を提供する際に当たっての観点	378
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日初等中等教育分科会）（抄）	378
・【事例1】就学に関する事前の相談・支援における先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定（第2編第2章の2（7））	381

・【事例 2】就学に関する事前の相談・支援活動における障害当事者の経験に学ぶ機会の設定（第 2 編第 2 章の 2（7））	382
4. 通知関係	
・「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知）	384
・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）	387
・「無戸籍の学齢児童・生徒の就学の徹底及びきめ細かな支援の充実について（通知）」（平成 27 年 7 月 8 日付け 27 初初企第 12 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）	394
・「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成 31 年 3 月 15 日付け 30 文科教第 582 号文部科学省総合教育政策局長，文部科学省初等中等教育局長通知）	397
・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）	406
・「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について（事務連絡）」（平成 24 年 4 月 18 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課，文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）	411
・「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和 3 年 6 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長事務連絡）	415
・【別添 1】個別の教育支援計画の参考様式	422
・【別添 2】個別の教育支援計画の作成・活用プロセス	428
5. 編集協力者	430
○ 参考資料（「小学校等における医療的ケア実施支援資料」関係）	
・令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果	432
・「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知）	442
・【別添】学校における医療的ケアの今後の対応について	444
・【別添 1】学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担例	458
・「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律の公布について（通知）」（令和 3 年 6 月	

18 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官，文部科学省初等中等教育局長，厚生労働省医政局長，厚生労働省子ども家庭局長，厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) .....	464
・医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律.....	471